華誠の法務ニュースレター

2019年12月 第12号

法律の動向

市場監督総局が「商標登録出願行為の規範化に関する若干の規定」を公布 「特許分野重大信用喪失連合懲戒対象リスト管理弁法 (試行)」が 12 月 1 日から試行

知的財産権

中共中央弁公庁、国務院弁公庁が「知的財産権保護強化に関する意見」を発行

会社商事

多部門がそれぞれ公文書にて「証照分離」改革の全てをカバーした試行地点を配置・展開

金融と証券

中国証券監督管理委員会、科創板の再融資審査期限を2ヶ月に短縮

独占と競争

市場監督管理総局が「事業者独占禁止コンプライアンス指南」について意見募集

紛争解決

執行に対する異議の訴えがあった事件の審理に関する司法解釈について最高人民法院が意見を募集



華誠の紹介

1995年の創立以来、「誠実と信用、深慮、勤勉、進取」の企業文化の下、華誠は250名以上のエキスパートを有し、全面的なサービスを行う法律サービス集団として発展してまいりました。華誠が常に堅持してきたハイクオリティのサービス理念と広範囲にわたるサービスの提供により、世界的にも知名度のある多くの企業が各種法律意見を求める際、及び知的財産権に関するサービスを求める際には、先ず華誠をお選び頂いております。これは華誠が専門チームを構築し、クライアント様へのハイクオリティで多様なサービスの提供を続けてきたことによるものであり、全国で最も優秀な法律事務所の1つとしても選ばれ、中国トップクラスの知的財産権サービスチームの栄誉を獲得しました。

華誠律師事務所の紹介

華誠律師事務所は 1995 年に設立され、中国において最も早くから 渉外法律サービスを提供してきた法律事務所の一つです。上海に本部 を置き、北京、香港、ハルビン、蘭州、煙台、広州、シカゴ、東京な どの地域にて支所又は分室を設立しております。

20年にわたり、華誠は商事戦略配置、企業運営と管理、権利商業化及び伝統的な権利行使等の業務分野での抜きん出た業績で各業界の顧客から好評を博し、認められています。華誠は顧客の商業利益を重視し、文化娯楽産業、贅沢品業、ハイテク業、軽工業、重工業及び金融先物業の何れにおいても豊富な経験を持ちます。最も早くISO9001国際品質体系標準認証を受けた法律サービス機構として、華誠はサービスプロセスと品質管理を始終厳しく徹底し、一流の渉外事務所の風格と水準を守っています。

華誠は Chambers and Partners、The Legal 500 等多数の国際的に認められた法律評価機構から「トップクラスの知的財産法律事務所」の称号を受けています。それに、華誠は「全国優秀律師事務所」、「中国において最も信頼できる知的財産事務所」、「上海市渉外コンサル機構 A クラス資質」、「上海市契約信用 A+ ランク企業」、「上海裁判所初の一級破産管理人」等の資質と称号を獲得しました。

華誠知識産権代理有限公司の紹介

華誠の本部は上海に置かれ、北京及び蘭州に支社が設立されております。華誠の特許代理業務は化学、生物、医薬、機械、電子、通信、光学、物理、意匠、検索、特許有効性分析、権利侵害分析、無効宣告請求、訴訟、特許コンサルティング等を含み、クライアント様にサービスを提供する特許代理部を設立いたしました。各特許代理部の代理人は豊富な代理経験を持ち、複数の言語で直接案件を処理することができます。

また、華誠は独自に開発した業務管理システムを有し、通常のファイル管理、時限モニター機能のほか、拒絶理由通知と回答を分析し、統計する独特の機能を持っており、同統計データは代理人の業務レベルの評価と仕事改善に利用でき、かつ依頼人に特許の分析・評価用として提供することができます。

連絡先

上海事務所:

上海市徐匯区長楽路 989 号世紀商貿広場 26 階

郵便番号: 200031

電 話: (86-21) 5292-1111; (86-21) 6350-0777 ファックス: (86-21)5292-1001;

(86-21) 6272-6366

(86-21) 6272-6366 E-mail: mail@watsonband.com;

mailip@watsonband.com Web サイト: www.watsonband.com

北京事務所:

北京市東城区朝陽門北大街 8 号冨華ビル D ブッロク 5C

郵便番号: 100027 電 話: (86-10) 66256025

ファックス: (86-10) 6445-2797 E-mail: beijing@watsonband.com mailip@watsonband.com

香港事務所:

香港中環荷李活道 32 号 建業栄基センター 2004 号室

電 話: (86-21) 5292-1111*123; (86-21) 852-3197-0091

ハルピン事務所:

ハルピン市道里区西八道街 37 号馬迪尔 ビル 18 階 A2 室

郵便番号: 150010 電 話: (86-451) 8457-3032 ファックス: (86-451) 8457-3032

甘粛事務所:

甘粛省蘭州市雁南路 279 号 208 室

郵便番号: 730000

E-mail:gansu@watsonband.com



法律の動向

市場監督総局が「商標登録出願行為の規範化に関する若干の規定」を公布4 「特許分野重大信用喪失連合懲戒対象リスト管理弁法(試行)」が12月1日から試行4
知的財産権 中共中央弁公庁、国務院弁公庁が「知的財産権保護強化に関する意見」を発行5 国家知識産権局が「地理的表示専用表示使用管理弁法」にて意見募集5
会社商事 多部門がそれぞれ公文書にて「証照分離」改革の全てをカバーした試行地点を配置・展開6 司法部が外商投資法実施条例について意見募集 外資企業の株式発行許可へ6 2 部門が「中華人民共和国増値税法」について意見募集
金融と証券 中国証券監督管理委員会、科創板の再融資審査期限を2ヶ月に短縮
独占と競争 市場監督管理総局が「事業者独占禁止コンプライアンス指南」について意見募集8
紛争解決 執行に対する異議の訴えがあった事件の審理に関する司法解釈について最高人民法院が意見を募 集9

法律声明

- ◆ 当刊行物は一般的な情況の紹介であり、特定の案件についての正式な法的意見ではないことをご了承ください。
- ◆ 当刊行物は国家知的産権局、商標局、著作権局及びその他の公的機構が公布する公告、新聞及びその他の公開 文書を抜粋し、纏めたものです。
- ◆ 当刊行物は前記公的公告、新聞及びその他の公開文書の出所を明記しています。



市場監督総局が「商標登録出願行為の規範化に関する若干の規定」を公布

最近、国家市場監督管理総局は「商標登録出願行為の規範化に関する若干の規定」(以下、「規定」という) を公布し、2019 年 12 月 1 日から施行した。

「規定」によると、商標の登録出願は信義誠実の原則に従わなければならない。「商標法第4条に規定する使用を目的としない悪意ある商標登録出願」等の行為があってはならない。商標代理機関は信義誠実の原則に従わなければならない。依頼人の商標登録出願が「商標法第4条に規定する使用を目的としない悪意ある商標登録出願」等の状况の一つに該当することを知り、又は知るべきであるときは、その依頼を受けてはならない。また、「規定」では、正当な理由なく、3年間連続して登録商標が使用されなかった場合、任意の単位又は個人は商標登録部門に当該登録商標の取消を申請できることを明確にしている。「規定」ではまた、商標代理業界団体は業界の自律規範を改善し、業界の自律を強化し、業界の自律規範に違反した会員を懲戒し、速やかに社会に向けて公布しなければならないことを強調している。

国家市場監督管理総局 より

「特許分野重大信用喪失連合懲戒対象リスト管理弁法 (試行)」が 12 月 1 日から 試行

10月17日、国家知識産権局は「特許分野重大信用喪失連合懲戒対象リスト管理弁法(試行」(以下、「リスト管理方法」という)を発行し、特許分野における重大信用喪失合同懲戒対象リストの管理作業を規範化した。当該弁法は12月1日から試行された。

「リスト管理方法」は、総則、行為認定、リストに記載、連合懲戒、リストから削除、信用の修復および 附則などの5章27条に分かれている。

国家知識産権局 より





中共中央弁公庁、国務院弁公庁が「知的」国家知識産権局が「地理的表示専用表示 財産権保護強化に関する意見」を発行

最近、中共中央弁公庁、国務院弁公庁は「知的財 産権保護強化に関する意見」(以下、「意見」という) を発行した。

「意見」では、2022年までに、侵害が容易に発生 し多発する現象が有効に抑制され、権利人の権利行 使が「立証が難しく、期間が長く、コストが高く、 賠償額が低い」という局面が明らかに変わるなどの 全体的な要求を明確にしている。そのため、「意見」 では、制度制約の強化、知的財産権の厳格な保護政 策のガイドラインを確立するなどの6つの面の計23 項目の意見を出しており、侵害模倣行為への懲戒の 強化、証拠基準の厳格な規範化、事件における執行 措置の強化などが含まれている。そのうち、「意見」 では、特許法、商標法、著作権法などの改正整備の 加速、地理的表示保護関連の立法の改善、特許権、 著作権などの分野での侵害に対する懲罰的賠償制度 導入の加速、侵害法定賠償額の上限の大幅な引き上 げ、損害賠償の強化、商標の悪意ある登録、非正常 特許出願及び悪意の訴訟などの行為の規制、営業秘 密、ビジネス情報の秘密保持とそのソースコードな どの有効な保護強化の探求について規定している。

中国政府網 より

使用管理弁法」にて意見募集

最近、国家知識産権局は「地理的表示専用表示使 用管理弁法(意見募集稿)」(以下、「意見募集稿」 という)を公布し、社会に向けて公開で意見を求めた。 意見のフィードバックは既に締切りとなっている。

「意見募集稿」によると、地理的表示専用表示の 合法的な使用者は信義誠実の原則に従い、関連標準、 管理規範と使用管理の規則に基づいて生産を組織し、 速やかに社会に向けて公開し、定期的に管轄区域の 知的財産権管理部門に地理的表示専用表示の使用情 況を報告しなければならない。また、「意見募集稿」 では使用要件を明確にしており、例えば、地理的表 示保護製品には、地理的表示専用表示の指定位置に 統一社会信用コードなどを表示しなければならない。 「意見募集稿」では、地理的表示専用表示の合法的 な使用者が相応の標準、管理規範若しくは関連する 使用管理規則を守らず生産を組織し、又は2年以内 に地理的表示保護製品に専用表示を使用していない 場合、知的財産権管理部門はその地理的表示専用表 示の使用資格を停止すると規定している。

国家知識産権局 より





多部門がそれぞれ公文書にて「証照分離」 改革の全てをカバーした試行地点を配置 ・展開

最近、商務部は「自由貿易試験区における「証照分離」 改革の全てをカバーした試行作業展開の実施方案」(以 下、「方案」という)を発行し、また、人的資源と社 会保障部弁公庁、中国証券監督管理委員会、国家外国 為替管理局と国家市場監督管理総局もそれぞれ関連方 案と通知を公布した。

「方案」では、2019年12月1日から上海など18の自由貿易試験区において、対外国貿易経営者の届出登録、石油製品油卸売経営の資格審査(初審)、輸出入国営貿易経営資格認定など13項目の企業経営許可事項について、審査を直接取り消し、審査を登録に変更し、告知承諾を実行し、審査サービスを最適化するなどの4つの方式の分類に基づき改革を推進すると規定している。 商務部 より

司法部が外商投資法実施条例について意 見募集 外資企業の株式発行許可へ

最近、司法部は「中華人民共和国外商投資法実施 条例(意見募集稿)」(以下、「意見募集稿」という) を公表し、関係機関や各界の人々に向けて意見を求 めた。意見のフィードバックは既に締切りとなって いる。

「意見募集稿」の主な内容は、外商投資の基本的な問題、投資促進、投資保護、投資管理、従来の外商投資企業の組織形態などの過渡期における調整、香港・マカオ・台湾投資の法律適用をカバーしている。そのうち「意見募集稿」では、外商投資企業は、法に基づき、中国域内または中国域外で公開発行した株式、社債、公開発行若しくは非公開発行したその他の融資手段を通じて、金融機関からの融資及びその他の耐済と通じて、金融機関からの融資及びその他の方法で融資を行うことができると規定している。「意見募集稿」はまた、国が知的財産権侵害の懲罰的賠償制度を確立し、知的財産権の迅速な協同保護メカニズムの確立を推進し、知的財産権保護支援メカニズムを健全化し、外国投資家と外商投資企業の知的財産権の保護を強化することも指摘した。

中国においての経営コンプライアンスに関する更なる法律 情報をお知りになりたい場合や、経営コンプライアンスに ついてどんなご質問をお持ちの場合でも、どうぞ華誠にご 連絡ください。多くの華誠のコンプライアンス担当弁護士 が法律コンサルティングサービスを誠心誠意ご提供させて いただきます。



銭軍亮 パートナー所長,弁護士

E-mail: Frank.qian@watsonband.com



呉月琴 パートナー,弁護士 E-mail: Cathy.wu@watsonband.com



高 澤 パートナー,弁護士 Email: Ze.gao@watsonband.com

2 部門が「中華人民共和国増値税法」に ついて意見募集

最近、財政部と国家税務総局が共同で「中華人民 共和国増値税法(意見募集稿)」(以下、「意見募集稿」 という)を起草し、公開して意見募集を行った。意 見フィードバックの締切は12月26日までであった。

「意見募集稿」の主な内容には、課税範囲、税率 と徴収率、税額算出期間など10の部分が含まれてい る。このうち、「意見募集稿」では規定の税率に相 応の調整を行っており、物品の販売、加工修理・整 備サービス、有形動産リースサービス及び輸入貨物 などの適用税率を13%に調整し、交通運輸、郵便、 基礎電信、建築、不動産賃貸サービス、不動産の販売、 土地使用権の譲渡、農産物など物品の販売又は輸入 の適用税率を9%に調整する。販売サービス、無形資産、 金融商品の適用税率は6%と変わらず維持する。同時 に、増値税の徴収率は3%であることを明確にしてい る。また、平穏に移行させるために、「意見募集稿」 では更に、「本法の公布前に出された税収政策に確 かに継続の必要がある場合は、国務院の規定に基づ き、最長で本法施行後5年まで延長することができる」 と明らかにしている。

司法部 より



中国証券監督管理委員会、科創板の再融資審査期限を2ヶ月に短縮

先ごろ、中国証券監督管理委員会が「科創板上場会社証券発行登録管理弁法(試行)(意見募集稿)」(以下、「意見募集稿」という)を公表し、その後、上海証券取引所が「科創板上場会社証券発行上場審査規則(意見募集稿)」と「科創板上場会社証券発行引受実施細則(意見募集稿)」を制定して公表し、社会に向けて意見を求めた。意見のフィードバックは既に締切りとなっている。

「意見募集稿」の内容は以下の通りである。1、基本的な発行条件を設定し、上場会社の再融資行為を規範化し、投資者の合法的な権益と社会公衆の利益を確実に保護する。2、非公開発行株式制度の調整を最適化し、上場会社の戦略投資家引き入れを支援する。3、便利で効率的な登録プログラムを設置し、融資の効率を向上させる。まず、監督部門の審査と登録の期限を最大限に短縮し、上海証券取引所での審査期間を2ヶ月、証券監督管理委員会での登録期間を15営業日とする。また、上海証券取引所への授権は科創板における再融資の運行の全体的な情況と市場の実際の需要に基づいて行い、少額融資の業務規則を検討して制定する。

中国証券監督管理委員会・上海証券取引所 より



中国証券監督管理委員会が「上場会社証券発行管理弁法」の改正などの再融資の規 則について意見募集

中国証券監督管理委員会はこのほど、「『上場会社証券発行管理弁法』の改正に関する決定(意見募集稿)」、「『創業板上場会社証券発行管理暫定弁法』の改正に関する決定(意見募集稿)」及び「『上場会社非公開発行株式実施細則』の改正に関する決定(意見募集稿)」を公表し、社会に向けて意見を求めた。意見のフィードバックは既に締切りとなっている。

「意見募集稿」によると、今回の改正の内容には主に次の3点が含まれている。1、発行条件を簡素化し、創業板の再融資サービスがカバーする面を広げる。2、非公開制度の調整を最適化し、上場会社の戦略投資家の導入を支持する。3、認可文書の有効期限を適切に延長し、上場会社が発行窓口を選択しやすくする。そのうち、「意見募集稿」では、創業板の公開発行証券の直近の期末資産の負債比率は45%を上回ることという条件を取り消し、創業板の非公開発行株式は2年連続で利益を上げていることという条件を取り消し、創業板にて前回調達した資金は基本的に使用し終わっており、かつ使用ペースと効果が公表した状況と基本的に一致していることという発行条件を情報公表要件へと調整した。



市場監督管理総局が「事業者独占禁止コンプライアンス指南」について意見募集

最近、国家市場監督管理総局は「事業者独占禁止コンプライアンス指南(公開意見募集稿)」(以下、「意見募集稿」という)を起草し、社会に向けて公開で意見を求めた。意見のフィードバックは既に締切りとなっている。

「意見募集稿」では、コンプライアンスのリスクにおいて「独占協議の合意禁止」、「市場支配的地位の濫用禁止」、「法に基づく事業者結合の実施」などの8つの面を重点的にカバーすることを明確にしている。そのうち、「意見募集稿」では、事業者は競争を排除、制限する協議、決定又はその他の協同行為に他の事業者と合意してはならず、又は他の事業者が合意するよう組織してはならないと規定している。他の協同行為を構成するかどうかについて、事業者は「独占協議禁止暫定規定」を参考にすることができる。事業者は業界団体が組織する独占協議に参加したり支持したりしてはならない。また、「意見募集稿」では、事業者が市場支配的地位を持っている場合は、独占禁止法の関連規定で禁止されている市場支配的地位の濫用行為に従事してはならないと指摘している。事業者が市場支配的地位を持っている。事業者が市場支配的地位を持っている。事業者が市場支配的地位を持っているのどうかは、「市場支配的地位濫用行為禁止暫定規定」に関する要素評価、判断を参考にすることができる。

国家市場監督管理総局 より





執行に対する異議の訴えがあった事件の審理に関する司法解釈について最高人民法 院が意見を募集

最近、最高人民法院が「執行に対する異議の訴えがあった事件の審理における法律適用の問題に関する解釈 (一) (社会に向けた公開意見募集稿)」(以下、「意見募集稿」という)を公布し、社会に向けて公開で意 見募集を行った。意見フィードバックの締切は12月23日までであった。

「意見募集稿」は合計 20 条からなり、執行裁判所変更時の執行に対する異議の訴えの管轄、執行完了時の執行に対する異議の訴えの処理、執行終結時の執行に対する異議の訴えの処理などの内容が含まれている。そのうち、「意見募集稿」では、訴外人が執行に対して異議をの訴えを行った事件は執行裁判所が管轄すること、第一審の開廷審理前に、執行を指定された等の理由により執行事件の執行裁判所が変更された場合、訴外人が執行に対して異議をの訴えを行った事件は変更後の人民法院が管轄すること、変更後の人民法院が元の執行裁判所の下級人民法院である場合は、元の執行裁判所が管轄することが規定されている。「意見募集稿」では、執行に対して訴外人が異議の訴えを行った事件の審理又は再審請求の審査期間中に、訴外人が異議を唱えた執行の標的に対する執行が完了した場合は、人民法院による事件の審理又は審査の継続に影響を与えないと指摘している。

最高人民法院 より

